平成 26年(2014年) 10月17日

「保険金が使える」と言って 住宅修理を勧誘するトラブルに注意!

「火災保険を使って自己負担無しで住宅を修理しないか」と勧誘され、その後トラブルになっ たという相談が消費生活センターに寄せられています。

加入している火災保険等によっては、住宅の火災だけでなく、台風や雪災などの 自然災害による損害も補償されますが、このことを誘い文句に勧誘され、実際に は保険適用とならない工事を契約させられたり、高額なキャンセル料を請求さ れたりといったトラブルが全国で発生しています。

以下に事例をご紹介しますので、お気をつけください。

相談事例

- ・大雨の後、雨漏りに困っているところに訪問を 受け、「自己負担ゼロ。保険金を使えば無料で 修理できる。保険の申請も無料で代行する。」 と言われたので屋根の修繕の見積もりを頼ん だ。見積もり額は高額だったが、保険がおりる ならいいと思って、そのまま契約した。後日、 保険が適用されないことが分かり、工事前なの でキャンセルを申し出たら、キャンセル料とし て高額な工事代金の50%を請求された。
- ・台風の数日後に訪問を受け、「今なら保険が使 えるから屋根の修理をしましょう。面倒な保険 の申請はこちらでやります。」と勧誘された。 以前から老朽化により修理が必要だと思って いたので丁度いいと思い、その事業者に屋根を 見てもらったところ「古くなったところも台風 のせいにして保険金を請求しましょう」と言わ れた。少し不安に思ったが「そんなものなのか な?」と思い事業者に保険請求を任せた。後日、 保険会社から「老朽化による損害は保険支払の 対象外だ」と言われた。全額自己負担になるな ら工事をキャンセルしたい。

アドバイス

保険を使用する場合には、工事契約前に自分 で損害保険会社、損害保険代理店に連絡し、保 険金の支払い対象になるのか、申請はどうする のか等を確認しましょう。

勧誘を鵜呑みにせず、本当に必要な契約であ るのかを慎重に検討し、工事を実施する場合に は、複数の業者から見積もりを取りましょう。

事例にあるように、うその理由での保険金請 求は詐欺行為に該当するおそれがあります。こ のような行為を勧める事業者は信用しないで ください。

訪問販売や電話勧誘販売 で契約した場合、8日間は、 クーリング・オフできます。 少しでも不安や疑問を感 じたら、消費生活センター (電話821-1314) に相談してください。



意のほうる。募集

消費生活センターでは、市民の皆様が、より安全で豊かな消費生活を送ることができるよう、消費生活の基礎知識をはじめとする、日常生活における身近な問題をテーマに講座を開催しています。

今回は、下記の講座をご紹介します。この機会にぜひご参加ください。

消費者講座

失敗しないための 中古車選びのポイント



<と き> 11月4日(火) 13時30分~15時30分

<講 師> くるま総合研究会 代表 相川 潔 さん

<会 場> 総合福祉会館 視聴覚研修室(5階) (横須賀市本町 2-1)

〈定 員〉 先着50人(10月14日より順次電話で受け付けています。)

<保 育> 対象は1歳以上の未就学児で先着10人まで。希望者は、 講座の1週間前までに、併せてお申し込みください。



< 申込み先 > 横須賀市消費生活センター 電話 821-1312

※ 受講対象は横須賀市民のみです